

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	福田産業有限会社
主たる営業所の所在地	兵庫県南あわじ市
許可番号	兵庫県知事許可(般・特-26)第801307号
許可を受けている建設業の種類	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、水道施設工事業

### 2 処分に関する事項

処分年月日	平成29年12月25日
根拠法令	建設業法第28条第1項
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項の規定に基づく指示</p> <p>1 今回の違反行為の再発を防ぐため、次の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、速やかに役職員に周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員に対し、継続的に研修等を行うこと。</p> <p>(3) 建設業法において専任で配置することとされている専任技術者、監理技術者又は主任技術者がそれぞれ適正に配置されるよう業務運営について調査点検を行うとともに、社内の業務管理体制について、より一層整備、強化を行うこと。</p> <p>2 上記1で講じた措置(上記1の措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。)を速やかに文書で報告すること。</p>
処分の原因となった事実	<p>福田産業有限会社の主任技術者は、南あわじ市発注の松帆・湊16号管渠布設工事において、専らその職務に従事すべきところ、一定期間専任しているとは認めがたい状況にあった。</p> <p>このことは、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項に該当する。</p>